

6 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

- ア 貧困に係る全国統一的な基準を用いた指標の設定などに基づく全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供
- イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化
- ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援の措置

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- ア 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実や、小中学校等における生徒指導の強化などに向けた教職員定数の更なる拡充
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保および人材の確保による教育相談体制の更なる強化
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮者自立支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(3) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 「子ども食堂」等を子どもを真ん中においた多世代交流の場とする更なる展開、および全国レベルでの食材供給の仕組の構築など継続的な運営が可能となるための支援

(4) 進学に向けた支援

- ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況に拠って対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保
- イ 高等学校等就学支援金の所得制限の引き上げや高校生等奨学給付金の給付額の増額、大学生等を対象とした高等教育の修学支援新制度の拡充など、高校・大学・専門学校等に関する教育負担軽減施策の更なる充実・強化および私立小中学校に関する教育負担軽減実証事業の制度化
- ウ 単位制高校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- エ 高等学校専攻科の生徒への修学支援制度の全額国庫負担および公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、費用負担軽減策の実施ならびに給付型奨学金の制度創設
- オ 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。

(5) 生活安定のための支援強化

- ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援措置
- イ 養育費の完全な確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組の構築ならびに国による

養育費の立て替え制度の創設

- ウ 児童扶養手当額の増額および所得制限の引き上げ、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃
- エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設
- オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ、および両資金の貸付限度額の引き上げ
- カ 母子家庭の正規雇用促進に向けた法定雇用率の創設や企業への支援拡充

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

- ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材および必要な財源の着実な確保
- イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ウ SNSをコミュニケーション手段とする世代が相談しやすいよう、SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司およびSV職員等の専門的な人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実
- ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築
- エ 国における児童虐待対応事案の支援となるAI開発等、先駆的な取組の推進

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 関係機関間の連携強化を図るため、要保護児童等に関する情報共有システムの効果が最大限に発揮できるよう全国一斉整備の推進、および警察やDV対応等関係機関との連携強化の推進
- イ 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化
- ウ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、および市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築
- エ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動費用の充実

3 困難な環境にある若者への支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、フォスタリング機関等の里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援の拡充
- イ 里親制度の活性化に向けた、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討
- ウ 里親制度の活性化に向けた一時保護委託やショートステイなど、短期間の委託を受ける里親については質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討
- エ 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するための、施設整備およ

び人材確保に向けた財政支援の拡充

オ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充

(2) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう指針の周知徹底、および子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討

イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や様々な仕組みの検討